

R8 認可保育所等※利用調整基準表

※ 認可保育所等…認可保育所・認定こども園(保育機能部分)・地域型保育事業

令和8年4月1日現在

別表1

保育の必要な事由				父	母	
1	就労	稼働日 が20日 以上	月労働時間数150H以上	100	100	
			月労働時間数120H以上150H未満	90	90	
			月労働時間数80H以上120H未満	85	85	
			月労働時間数64H以上80H未満	80	80	
		稼働日 が16日 以上20 日未満	月労働時間数150H以上	90	90	
			月労働時間数120H以上150H未満	80	80	
			月労働時間数80H以上120H未満	75	75	
			月労働時間数64H以上80H未満	70	70	
		稼働日 が16日 未満	月労働時間数150H以上	80	80	
			月労働時間数120H以上150H未満	75	75	
			月労働時間数64H以上120H未満	70	70	
2	妊娠・ 出産	出産予定日の8週間前から出産日の8週間後まで		—	100	
3	疾病・ 障がい	疾病	入 院		100	100
			居室内 療養	常時臥床	100	100
				月複数回の通院加療を要する	70	70
				上記以外の自宅療養	50	50
		障がい	身体障がい1・2級、精神障がい1・2級、知的障がいA		100	100
			聴覚障がい3級～6級		70	70
4	介護・ 看護	心身障害児施設への通園児の付添いを要するため、他児童の保育が困難		80	80	
		病院等の付添い介護・看護、自宅介護・看護		70	70	
5	災害復旧に当たっている			100	100	
6	求職活動又は起業準備を継続的に行っている（予定含む）			50	50	
7	就学	技能習得中・在学中 月就学時間数120H以上		80	80	
		技能習得中・在学中 月就学時間数64H以上120H未満		70	70	
8	虐待・ DV	虐待（児童相談所長通知が発出された世帯等）		999		
		DV（家庭裁判所から保護命令が出された世帯等）		100		
9	育児休業以前に認可保育所等を利用中で、育児休業取得後も引き続き保育が必要			70	70	
10	前各号に類するもの	日本語習得学校へ通学中		50	50	
		就労継続支援B型 月通所時間数120H以上		80	80	
		就労継続支援B型 月通所時間数64H以上120H未満		70	70	
11	管外 受託	札幌市外に居住している場合（※1）		30		

札幌市 区

児童氏名

合計指数		
	所得割	
市民税額		
	均等割	

【税額更新時等使用欄】

合計指数		
	所得割	
市民税額		
	均等割	

別表2

項目			指数
1	世帯 類型	ひとり親家庭	120
		明らかに保育の必要性が認められるが、保護者の一方の点数の決定が困難と認められる事情がある場合	70
		障がい者のいる世帯	10
2	所得割額が48,600円未満の世帯（※2）		10
3	別表1-6に該当し、かつ保護者の就労による自立更生が特に必要であると認められる世帯		20
4 ※3		a) 産休明け・育休明けによる入所の場合	40
		b) 兄弟・姉妹が認可保育所等にすでに入所している場合	80
		c) 兄弟・姉妹が当該認定こども園(教育機能部分)にすでに入所している場合	60
		d) 産休明け・育休明けで兄弟・姉妹がすでに入所している場合	100
		e) 兄弟同時入所申請	30
5	DVのおそれがあるため家庭裁判所から保護命令が出されている場合など、保育の緊急性が高く特に優先が必要と保健福祉部長が認めた場合		100
6	保育士等資格保有者が札幌市に所在する認可保育所等で保育業務に従事	月労働時間数150H以上	110
		月労働時間数120H以上150H未満	80
		月労働時間数80H以上120H未満	50
		月労働時間数64H以上80H未満	30
7	転園 (※4)	転居に伴うもの	20
		認可保育所等において、受入年齢の上限に達したために転園しなければならない場合（※5・6）	400 (700)
		廃止となる認可保育所等からの転園	400
		その他保健福祉部長が保育の継続の必要性を認めた場合	400
8	同一認定こども園内において、1号から2号に移る場合		700
※6	認可外保育施設が認可保育所等に移行する際に、同一施設に継続入所する場合（※7）		700
9 ※6	すでに認可保育所等に入所している児童が児童相談所における一時保護等の対象となり退所した場合で、一時保護等の解除から1ヶ月以内に再入所を希望する場合		700

【別表1】

※1 「11 管外受託」の項目は原則この項目以外の加算は行わないが、入所する施設の認可保育所等への移行時に限り別表2の「8」の項目を加算する。
なお、札幌市に所在する認可保育所等で保育業務に従事する保護者がいる場合においては、この項目によらず札幌市に居住するものとみなし評点する。

【別表2】

※2 生活保護受給世帯を除く
※3 a～dは重複して加算するのではなく、該当するいずれか1つの項目のみ加算する。また、b～dとeの双方に該当する場合はb～dを優先し、eは加算しない。
※4 事業所内保育事業所の従業員枠を利用中の場合においては、当該項目は加算せず、新規申込として評点する。ただし別表1の「9」の項目は適用可。
※5 「乳児園」からの転園は児童が1歳10か月に達した時点から、「地域型保育事業」及び「3号定員しか受入のない認可保育所」からの転園は、児童が満3歳に達した時点から適用する。ただし3号定員しか受入のない認可保育所に満3歳に到達してから入園した場合は、次年度の年度当初の利用調整から適用する。
認可保育所等（地域型保育事業を除く）が「連携施設（受入機能を持つものに限る）」になっていて、当該連携施設が第一希望である場合は、700点とする（続けて第2希望以下に他の連携施設を希望する場合も700点とする）。
※6 700点の項目が加算される場合、加算のない児童に対しては評点によらずに優先する。更に、連携施設としての受入枠分の調整については、連携施設からの転園を希望する児童を、その他の児童よりも優先する。
※7 移行する日の前日（認可外保育施設として運営する最終日）に在籍している児童について、当該施設での入所継続を第一希望とした場合にのみ適用する（事業所内保育事業の従業員枠に在籍している場合は除く）。

別表3

同点時は次の表に記載する順に優先する。

1	当該希望園に、兄弟・姉妹がすでに入所している
2	兄弟・姉妹がすでに入所している
3	所得割額が低い世帯
4	均等割額が低い世帯
5	ひとり親世帯または障がい者同居世帯
6	申請児童が障がい児
7	多子世帯
8	核家族世帯
9	世帯の状況から総合的に判断